

日本弁護士連合会臨時総会議事概要

2007年3月1日 於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2007年3月1日（木曜日）午後0時30分から、東京都千代田区の弁護士会館2階講堂（クレオ）において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、本人出席368名、代理出席6295名、会出席52名の計6715名であり、外国特別会員の出席は、本人出席はなく、代理出席3名であった。

総会は、明賀英樹事務総長の司会で午後0時30分から始められ、まず平山正剛会長から、議事規程第2条に基づき開会宣言と挨拶が述べられた。会長は挨拶の中で、日本司法支援センターの立ち上げに関する努力など昨年秋からの司法改革課題への取組状況等の骨子を述べた上、6つの議案について十分な審議を遂げるよう求めた。

続いて、正副議長の選任手続がなされた。

会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、佐瀬正俊会員（東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見はなかったため、会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、会長は、議長に井元義久会員（第二東京）、副議長に伊藤茂昭会員（東京）及び長岡壽一会員（山形県）をそれぞれ指名し、正副議長の挨拶がなされた。

続いて議事規程第5条に基づき、会長から議案が提出された。

議長は、本総会の出席者については現在集計中のため後刻報告すると述べた。

議長から議事録署名者として、篠塚力会員（東京）、澤野正明会員（第一東京）及び藤原真由美会員（第二東京）の3名が指名された。

議長は、議事に入る前に、第5号議案、第6号議案については外国特別会員の議決権があることなどいくつかの注意事項等を述べ、また、本総会の議事は、会則第54条により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

続いて議長が議案の審議方法について執行部の意見を求めると、執行部から第4号議案及び第5号議案は法律や当連合会の会規の改正、制定に伴う会規の整備に関するものなので一括審議されたいとの意見があった。

これを受けて議長は、第4号、第5号議案は一括で審議するが、採決は個別に行うことを宣した。

議長は、議事に入る旨を宣した。議長が議案の朗読の省略を議場に諮ると異議はなく、議案の朗読の省略が承認された。

議長は、第1号議案「広報室規程中一部改正の件」を議題に供し、奈良道博副会長より次のとおり提案理由の説明がなされた。

広報活動の重要性は今更言うまでもないが、これを担う広報室の活動の一層の充実を期するため、囑託に加えて囑託経験者である幹事を置くものである。なお、報酬の支払いは予定していない。

議長は質疑、討論を一括して行う旨を宣したが、質疑、討論を希望する者はなかったので、質疑、討論を打ち切り、採決に入る旨を宣した。

挙手による採決の結果、本議案は圧倒的多数で可決された。

続いて議長は、第2号議案「懲戒処分の公告及び公表等に関する規程中一部改正の件」を議題に供し、杉崎茂副会長から次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

改正点は3つある。第1に、弁護士、弁護士法人の懲戒にかかる情報を日本司法支援センターに正確に把握させる必要があることから、弁護士等が戒告以外の懲戒処分を受けたとき、その旨を日本司法支援センターに通知することにする改正である。第2に、弁護士会で懲戒処分を受けた弁護士等が、その取消しを求めて日弁連に審査請求を行った場合において、日弁連が懲戒委員会の議決に基づき原弁護士会の懲戒処分を取り消し、または軽く変更したときに、その理由の要旨を「自由と正義」に掲載して公告することにする改正である。第3に、法律事務所等の名称等に関する規程が平成18年6月1日から施行されたことに伴う関連事項の改正である。

改正の理由であるが、第1点目については、懲戒により業務を停止された弁護士等が裁判等に関与することによって訴訟行為の効力が争われることを防止するための改正である。懲戒制度の実効性を担保し、弁護士自治に対する信頼をより強固にする上でも必要な改正である。

第2点目については、平成18年6月26日付の日弁連懲戒委員会から会長宛ての意見書により、処分が取り消された場合や軽く変更された場合にも、その理由の要旨を公表すべきであるとの意見が出された。その理由は、処分が取り消されたり、軽く変更された場合でも単位会の綱紀委員会や懲戒委員会の先例的資料となり、懲戒委員会の量刑の参考資料となること、処分を取り消され、あるいは軽く変更された弁護士等の名誉回復につながることで、重く変更された場合と軽く変更された場合とで扱いを異にする理由はないことであった。これには平成17年1月1日から平成18年7月31日までの1年7か月

の間に、戒告等であったところを懲戒しないとして処分を取り消したものが13件、処分を軽く変更したものが3件あったという背景事情がある。意見書を受けて各単位会に意見照会したところ、日弁連懲戒委員会の意見に賛成するものが46会であり、積極的に反対する会はなかった。このような理由で懲戒処分が取り消され、あるいは軽く変更された場合にも、その理由の要旨を公告する改正をするものである。

第3点目については、名称規程が制定されたことにより、弁護士法人の主たる事務所には法人名称とは別に固有の事務所名称を付することが可能となり、従たる事務所には事務所名称を付さなければならないこととなった。これを受けて、弁護士法人について懲戒処分がなされた場合その他懲戒手続に一定の事由が生じた場合には、当該弁護士法人の事務所名称までも公告、公表及び通知の事項に加える改正をするものである。

議長は質疑に入ると宣したが、質疑を希望する者はなかった。

議長は質疑を打ち切り、討論に入ると宣した。

淵上玲子会員（東京）から次の賛成討論があった。

日本司法支援センターへの通知について述べたい。現在、業務停止以上の懲戒処分がされたときに裁判所、検察庁への通知がされるのは、裁判手続の安定のためである。日本司法支援センターは裁判所が行っていた国選弁護人選任手続に参与し、民事法律扶助に関する契約をした弁護士に扶助相談をしてもらったり、代理援助をしてもらったりするのであるから、同様の事態が生じないようにする必要がある。弁護士法では戒告を含めて懲戒処分の全てにつき官報公告するものとしていて、弁護士が懲戒処分を受けたという事実は広く公表されることが前提とされている。官報を待ってはい間に合わないこともあり、前倒しの通知には理由がある。日本司法支援センターへの通知制度を整備するのは当然である。

吉田孝夫会員（宮崎県）から次の反対討論があった。

通知先に日本司法支援センターを加える点は削除してもらいたい。日本司法支援センターについては根本的な議論がされていない。弁護士自治がどうして認められたのかについて歴史的な根拠から考えなければならない。治安維持法下においては国策に反対する人々が過酷な弾圧を受けた。これを助けなければならないはずの弁護士自体が国策に協力する体制になっていた。そういう歴史的反省に基づいて、戦後の弁護士法では、弁護士自治が非常に重視されるようになった。ところが1970年代から、日弁連では弁護士自治の再定義が行われてきたのではないかと。つまり国民の理解と支持に基づく弁護士自治ということになっているのではないかと。これでは弁護士自治の中身がなくなってしまう、確固とした弁護士自治が築かれない。日本司法支援センターは御用組合あるいは法務省の下部機関に近いものである。そういうものに日弁連が協力することは弁護士自治を自ら崩壊させる

ことになるし、日弁連の使命に反すると考える。センターができた以上は仕方ないという考え方は奴隸的な発想である。センターを潰す方向へ動いていただきたい。

長谷川直彦会員（東京）から次の反対討論があった。

果たして日本司法支援センターに情報提供する必要があるのか。センターは国選の指名通知をするだけで、選任自体は裁判所がするので、裁判所が知っていれば十分である。センターが扶助業務に関与するから通知が必要だというのが、これまでは扶助協会に情報提供していなかったはずである。それで間に合っていた。なぜセンターに情報提供するのか。センターは法務省の外局のような存在である。弁護士が乗っ取れるような組織ではない。完全な官僚組織である。そこに情報を提供するのは、日弁連が法務省の軍門に下ったようなものである。センターは絶対に潰さなければならない。弁護士会の敵である。一緒に潰そうじゃありませんか。

議長は討論を終結して採決に入った。

挙手による採決がされ、賛成多数で本議案は可決された。

ここで副議長から、午後1時現在の出席者数が前記のとおり発表された。

議長は、第3号議案「日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士所属弁護士会への助成に関する規程制定の件」を議題に供し、吉岡桂輔副会長から次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

本規程は、日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の、当連合会会費、弁護士会連合会会費、弁護士会支部会費を含む弁護士会会費のうち支援センターが負担する額（現在は年額60万円）を超える額について、常勤スタッフ弁護士所属弁護士会が弁護士会会費の一部を免除したときは、その額を当連合会が助成することを内容としている。

法テラスの5つの主要業務のうち民事扶助業務、過疎地における業務、被疑者を含む国選弁護は、弁護士会が扶助協会、当番弁護、ひまわり公設事務所などの活動で自ら担いながら、国費投入による発展、充実を念願してきたものである。扶助や国選事件などのいわゆるプロボノ事件は、弁護士、弁護士会、日弁連においても、十全にその使命を果たしていく必要がある。スタッフ弁護士は、ジュディ・ケア弁護士を補うものとして、ともに民事法律扶助や国選弁護など、弁護士、弁護士会が本来果たすべき職務の一翼を担う重要な役割を果たすものである。スタッフ弁護士の担い手を確保し、過疎、偏在問題、2009年の刑事弁護対応態勢に備えることは当連合会にとっても大変重要な課題である。

ところがスタッフ弁護士の業務は国選や扶助事件などに限定され、給料は低く抑えられている。当連合会から法テラスに対してスタッフ弁護士の弁護士会会費相当分を法テラス

が負担して実質的にも判・検事同等の給与が確保されるよう要請してきたが全額負担させるに至らず、年額60万円の範囲で法テラスが負担するということでスタートした。そこで日弁連としての対策が別途必要となる。

まず昨年度執行部の下で、入会金及び会館建設等特別会費について、免除等の措置を講じるよう、日弁連から各地の弁護士会に要請し、かなりの単位会で規定が整備されている。今年度執行部においては、さらに一般会費についても法テラス負担額を超える部分について、平成18年9月15日の理事会で、常勤スタッフ弁護士受入弁護士会への助成に関する規則を採択し、本年3月まで、本規程と同様の措置を講じてきている。本規程は、4月以降も同じ内容の措置をしようとするものである。その是非について日弁連の財務委員会に諮問したところ、是とする答申を得ている。

本規程は法テラスが負担する額を超える部分の弁護士会会費の一部を免除した所属弁護士会に対して当連合会から免除額と同額の助成を行うものである。法テラスによる負担額は、当連合会会費、弁護士会連合会会費、弁護士会会費の順に充てることとし、弁護士会会費の一部が残る弁護士会に対しては当連合会がその部分を免除する措置を要請し、これに応じて免除措置をとった場合には、その単位会からの申請で同額の助成を行うというものである。この点については、まず単位会の弁護士会会費に充てるという考え方もあるが、弁護士会会費が各地で異なることから当連合会会費の免除額が区々になる不都合があり、また、弁護士会会費が変動した場合には当連合会会費の免除額が連動して変動することになって、その都度総会を開く必要が出てくるなど事務処理上の技術的困難が伴う。

なお、本規程は常勤スタッフ弁護士受入弁護士会への助成に関する規則と同じ内容である。時限的措置としては規則で足りるとしても、予算措置等が必要な場合には本則に戻り会規で措置をすべきであると考えて本総会に提案するものである。

当連合会としては、法テラスに対し、重ねてスタッフ弁護士の会費の全額を負担するよう協議、要請していく所存である。

ところで、スタッフ弁護士の養成方法としては、これまで常勤スタッフ弁護士養成事務所がスタッフ弁護士希望者を勤務弁護士として採用した上で、原則として1年間の養成を行った後、法テラスがスタッフ弁護士として採用するスキームをとっていた。しかし、1年の養成期間の給料を負担するという現実的な問題から養成事務所の応募が非常に少なくなっている。そこで、法テラスが最初からスタッフ弁護士として採用した上で、養成事務所を勤務場所として1年間の養成を行うという新たなスキームを、従来のスキームと併存させて、採用することとした。この新たなスキームのもとで養成されるスタッフ弁護士についても本規程の措置は適用される。免除、助成の対象となる会費は、会則、支部規則、支部総会決議等に基づき義務的に賦課されるものである。

議長は質疑に入ると宣した。

弓仲忠昭会員（第一東京）から次の質疑があった。

第1に、日弁連の新人研修に関するガイドラインは、支援センター発足後、改正されているのか。特に国選弁護の研修や、当番弁護の研修を義務づけることについて、ガイドラインではどのようになっているのか。第2に、国選弁護や当番弁護への意欲や能力のある会員が、思想に反するとして支援センターと契約していないことも多々あるが、執行部はこうした会員の意欲や能力を活用する方策を検討しているのか。民事法律扶助に関しても、例えば私は患者側の立場で医療過誤をかなりやっており、その方面の扶助相談はかなり引き受けてやってきているが、支援センターと契約しなければこれもできなくなる。日弁連は、私のような意欲を持っている会員の意思や意欲や能力を不要と考えているのか。以上の2点について、思想信条の自由との関係を明らかにして説明してほしい。

奈良副会長は第1の点について次のように答弁した。

ガイドラインは変えていない。その必要がないからである。ガイドラインは各弁護士会で新規登録弁護士研修を行う際の目安にすぎず、これを参考にして各弁護士会で自主的に研修内容を検討することになっている。ガイドラインでは個別研修、集合研修を定めていて、国選弁護と当番弁護の実践は個別研修で義務づけられている。この点を支援センターが発足したからといって変更する必要はない。また、ガイドラインでは、集合研修として捜査、公判に関する科目を必須科目としている。多くの単位会でも刑事弁護に関する科目を必須科目としている。新規登録弁護士研修に限らず、次年度予定の研修会には刑事弁護関連が多数ある。したがって支援センターの発足に伴う刑事弁護の強化という面は達成できると考える。

川副正敏副会長は第2の点について次のように答弁した。

第1点について補足すると、日弁連として国選弁護研修あるいは当番弁護研修の義務づけを制度として設けているわけではないことはご存知のとおりである。第2点であるが、例えば業務方法書の中で国選弁護の名簿は弁護士会のほうで用意する、その運用についても弁護士会と支援センター地方事務所とで合意しながらやっていくといった枠組みを作って、弁護の独立性の確保に配慮して運用している。センター発足後も現場の意見を汲み上げ、最高裁、支援センターとの緊密な協議の中で改善すべき点は改善していくという形でやってきている。今後ともそういった運用を安定的に行っていくことで会員の理解を得ながら、より多くの方々の結集をお願いしていく所存である。意欲と能力を有する会員の方々にもぜひ参加していただきたい。

弓仲忠昭会員（第一東京）からさらに次の質疑があった。

第1の点については、全く答えになっていない。当番弁護士や国選弁護の研修は義務づけられていないとのことだが、日弁連はともかく、単位会では義務づけている。義務を履

行しようとしたら、センターと契約しなければならない。しかし、自分の信条としてどうしてもセンターとは契約したくないので国選弁護ができないという新人がいたらどうするのか。そうなるとう研修を済ませていないということになって、懲戒の問題になるのか。あるいは別の取扱いをするのか。第2の点についても、意欲や能力のある者を活かさなくていいと考えているのかどうかそこを答えてほしい。そして、支援センターと契約したくないと思っている新人に対しても、あくまでも国選弁護の研修のために契約をせよと迫るのかどうか、それは思想信条の自由との関係で問題があると思うが、執行部はどう考えているのかを答えてほしい。

吉岡副会長は次のように答弁した。

センターへの警戒感を理解しないものではない。そういう警戒感を共有しながら、みなさんと一緒にやっていきたい。ぜひご理解いただいて、一緒になってやっていきましょうと申し上げているのであって、切り捨てるなどとは考えていない。

弓仲忠昭会員（第一東京）からさらに次の質疑があった。

契約を強制してまで研修をすることは思想信条の自由に反するのか、反しないのか。明確に日弁連の執行部の見解を示してほしい。

小寺一矢副会長は次のように答弁した。

支援センターの事業の設計は個々の弁護士の思想信条の自由に反する設計ではない。参加を強制するシステムになっていないからである。というより我々は20年以上にわたってこのような制度の構築を求めてきたのである。もちろん出来上がったものについて警戒感を持つ会員がいることは承知している。そこで裁判所、法務省、弁護士会から等距離のこういう制度として立ち上げて、国のちゃんとした当たり前の制度として構築していかなければならない。そういう過程にあるわけで、執行部としてはできるだけ多くの会員に参加してもらいたいと考えている。さらにいうと、新人研修では、センター発足前から、扶助、国選を義務づけていたので、センターの発足と研修の義務づけとは無関係である。

弓仲忠昭会員（第一東京）からさらに次の質疑があった。

国選弁護研修を義務づければ、センターとの契約を義務づけることになるではないか。このようなことは思想信条の自由に反しないのか。

吉岡副会長は、契約するのは本人の意思であると答弁した。

議長は、執行部に対し、質問の趣旨を踏まえて答弁することを求めた。

奈良副会長は次のように答弁した。

第一東京弁護士会の場合，私選の事件を先輩弁護士にお願いして，そこに新人を割り当てて，実質的に国選はやらないけれども刑事弁護の実務の研修をしてもらうというように柔軟に対応している。他の会も同様ではないかと思われる。

続いて後藤富士子会員（東京）から次の質疑があった。

会費を会員ではない者が負担している例があるのか。弁護士自治との関係はどうか。60万円を法テラスが既に負担しているという点に驚いている。法テラスには報酬を上乗せしてもらい，スタッフ弁護士から会費を支払ってもらうのが筋として当たり前ではないか。

吉岡副会長は次のように答弁した。

大きな法律事務所が所属の弁護士の分を払う，あるいは弁護士法人がその所属弁護士のものを払うということはあると聞いている。インハウスロイヤーの場合でも，給料に乗せるなどの方法で払っているところがあるようである。

後藤富士子会員（東京）からさらに次の質疑があった。

支払者は誰になるかというところを聞きたい。法テラス以外に，本当に会員でない者の名前で会費を払っているという例があるのか。

吉岡副会長は次のように答弁した。

法テラス名義で会費が支払われているのではなく，本人名義での支払いとなっている。源泉など税金の問題があるので，おそらくそうなっていると思われる。

続いて吉田孝夫会員（宮崎県）から，次の質疑があった。

提案理由にはスタッフ弁護士に判・検事と同等の給与を保障しなければならないとあるが，そうなのか。スタッフ弁護士は支援センターと雇用契約を結ぶので，その給料は自由に契約で決まるのではないか。仮に生活できないような給料であったとしても，自由に契約をしてその給料でいいということで雇用されたのであるから，それで十分ではないか。なぜスタッフ弁護士の給料を日弁連が保障しなければならないのか。

吉岡副会長は次のように答弁した。

各単位会がスタッフ弁護士の会費を免除したときに，日弁連が各単位会に助成するというもので，直接にスタッフ弁護士に支給するのではない。

議長は質疑を打ち切り，討論に入ると宣した。

羽田野節夫会員（福岡県）は、次のとおり賛成討論を述べた。

自分はかつて異質な弁護士を認めることになるという理由でスタッフ弁護士の会費全額免除に反対していた。しかし、人数の少ない地方単位会は、スタッフ弁護士が欲しくても会費が高額であるため、全額を要求することは大変なことである。そうすると、会費が高いから弁護士が入会しないということで、ひいては強制加入団体制が排除され、弁護士自治が没却してしまうおそれがある。60万円までは法テラスが負担することになったことから、スタッフ弁護士を我々の仲間として、温かく迎え、そして励ましていくための措置として真にやむを得ないものと考え、スタッフ弁護士制度が十分地方で発揮できるようにして頂きたい。

小川修会員（埼玉）は、次のとおり反対討論を述べた。

自分は平成10年頃から、日弁連執行部の司法改革路線に真っ向から反対してきて、今度、埼玉弁護士会会長選挙に当選したので、来年は理事の一員として席を連ねる。この議案は自虐的である。司法改革は大きな司法なのに、なぜ国が全部出さずに、我々の血と汗の金を一部とはいえ出さなければならないのか。弁護士を大量増員し、安く使おうという魂胆がありありである。大臣経験者の会員の話によると、オリックスの宮内氏は、弁護士がどんどん増えてくれば安く使えますからと言ったとのことであり、その程度の論法で大量増員がなされている。国選弁護士料は実質値下げであり、民事扶助費も減額である。

岩淵敬会員（福島県）は、次のとおり賛成討論を述べた。

福島県弁護士会の実情からすると、当会は6つの支部に分かれ、弁護士が分散し、一部の支部は非常に手薄で被疑者国選の対応が非常に難しいなど、スタッフ弁護士でも来ないところが多い状況にあり、今回日弁連の方でこういう形で規程を制定して頂くことはある程度本当にうれしい。また、スタッフ弁護士は会務も含めて一生懸命やっている。

藤田正人会員（東京）は、次のとおり反対討論を述べた。

自分はスタッフ弁護士ではないので、人から聞いた話であるが、現状がどういうものかご報告させて頂きたい。国選は、3日に1件ぐらいであり、債務整理も多くてひどく忙しい。国選と扶助しかやれず、成年後見が必要だと判断してもできない。地元の一般弁護士との共同事件、共同受任についても、一応本部に受任許可申請を出して許可が出ればできる形にはなっているが、実際には、事務所の電話を使用してはならず、実際にはできないとのことである。どこへ行くにも出張命令書、復命書が必要であり、交通費を使えばどんなに少なくとも細かく書いた報告書を出さないと支給を受けられないらしく、領収書だけでは通らないということであり、報告が面倒なので歩いてしまうこともあるらしい。事務

所の人的・物的設備については、地方事務所も、事務員の人数とか給料とか一切決められず、物品一つの購入もできず、全部本部で決めるらしく、どうも課長レベルで全部決めているようであるとのことである。また、パソコンや電話も本部があてがうのを使うだけで、事務員を増やして欲しいといってもなかなかとおらず、ようやくパート事務員を雇うのが認められてもその時給は本部が一方的に決めるとのことである。電話は、事務員と兼用で弁護士専用の電話はなく、増やして欲しいと言っても認められず、その結果、スタッフの中には個人の携帯電話を使って持ち出しになっている人もいるとのことである。給料は、月27万円くらいで、歩合給は、基準も決まっておらず、サラ金業者の過払返還などそこからの歩合ももらえないままで放置されているそうである。全体的な感想として、司法支援センターは本部直轄の完全なお役所で、各地のスタッフ弁護士と本部との関係は、非常に厳しい緊張関係で、多くの不満が出ている。若手弁護士をこういう苦しいところに追いやって、会費を免除するだけですまされない。司法支援センターは、絶対に潰さなければいけない。反対しましょう。

河本充弘会員（鳥取県）は、次のとおり賛成討論を述べた。

鳥取県弁護士会の会員はスタッフ弁護士2名を含めて38名であり、鳥取市本庁所在地でもひまわりの公設事務所があるなど全体が過疎であり、スタッフ弁護士が来てくれないと、2年後の被疑者国選弁護を踏まえても対応できない。スタッフ弁護士は、去年10月に鳥取に1人、11月に倉吉に1人来て、現在2名おり、人権擁護委員会その他の委員会にもオブザーバーとして参加し、本年4月からは、正式な委員として活動してもらう予定である。スタッフ弁護士の待遇は非常に劣悪であり、給料は27万円くらいで、鳥取の場合歩合はゼロで、経済的に大変な苦境である。事務も非常に自由がないなど、不自由があると現実に聞いている。だから、スタッフ弁護士も我々の一員として、待遇改善、経済的な面の改善を図る必要があり、日弁連の執行部にも十分な働きかけをして頂きたい。当会は、昨年5月の総会で5万円を超える部分につき会費等の免除を行っているが、会費等は月額1人7万2700円であり、月5万円を法テラスが出したとしても、会が月2万2700円を負担することになり、スタッフ弁護士1人あたり年間で27万2400円、2人で合計54万4800円負担することになる。そして、会の収入が昨年が1728万円、職員の人件費が1500万円、会館等維持費関係で400万円なので、予算的に逼迫している。それ故に、助成をして頂くと小規模単位会としては財政的に非常にありがたいし、スタッフ弁護士にとっても、大きな勇気づけになるのではないかと思う。

長谷川直彦会員（東京）は、第2号議案について、次のとおり反対討論を補充した。

同議案は、司法支援センターとお金にまつわることである。従来扶助協会が行っていた贖罪寄付を横取りするものである。弁護士会も従前通り贖罪寄付を受け付けると言っているが、依頼者のためには法務省の直轄である支援センターに出さざるを得ないと思う。支

援センターに出した贖罪寄付は、通常の国選など弁護士に支払う報酬、その他事務局への給料など一般経費に使われる。従前、扶助協会が行っていた贖罪寄付の費用は、同会の自主活動の財源になっており、年間約6億円であったが、今後はほとんどの人が支援センターに贖罪寄付を出すと思われ、この約6億円が日弁連に来なくなり、支援センターに持って行かれることになる。そうすると、その穴を埋めるためにいずれ会費値上げということになる。支援センターとは、このような団体である。彼らが本来払うべき給料を日弁連が出すべきものであろうか。スタッフ弁護士は労働者であるから、本来、労働組合を作って団交、ストライキなど労働条件の向上を図るべきである。スタッフ弁護士が立ち上がれば、私は全面的に支援する。金は横取り、自ら金は出さないというところに日弁連がサービスする必要など全くない。したがって、この議案には絶対反対である。法テラスを潰しましょう。

他に討論を希望する者がなかったので、議長は討論を終局し採決に入る旨を宣言した。

議長は、第3号議案「日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士所属弁護士会への助成に関する規程制定の件」につき採決に付し、挙手による採決が行われたところ、賛成多数で可決された。

議長は、第4号議案「弁護士法及び商業登記法の改正、総合法律支援法の制定並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程制定の件」及び第5号議案「弁護士法及び商業登記法の改正並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程制定の件」を一括して議題に供する旨宣した。

奈良副会長より両議案の提案理由及び趣旨は同一であるので、併せて議案書のとおり説明された。

続いて、第4号議案、第5号議案に関する質疑に入ったが、質疑はなかった。

他に討論を希望する者がなかったので、議長は討論を終局し採決に入る旨を宣言した。

議長は、まず、第4号議案「弁護士法及び商業登記法の改正、総合法律支援法の制定並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程制定の件」につき採決に付し、挙手による採決が行われたところ、賛成多数で可決された。

次に、議長は、第5号議案「弁護士法及び商業登記法の改正並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程制定の件」につき採決に付し、挙手による採決が行われたところ、賛成多数で可決された。

次に、議長より、第6号議案「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程制定の件」が議題に供され、松坂英明副会長から次のとおり提案理由が述べられ、趣旨説明があった。

既に報道で明らかとなっており、犯罪収益の移転防止に関する法律案の届出義務対象事業者から、弁護士ほか4業種が除外され対象外となった。日弁連が長年反対をしてきた弁護士から警察への依頼者密告制度の創設が阻止された。これは、日弁連、各单位会及び全会員の反対運動の成果である。

確認のため、2月13日に閣議決定された本件法案について、若干ご説明すると、第2条で対象事業者が規定されており、そのうち39号で「弁護士又は弁護士法人」が定められている。そして、第4条の本人確認義務の規定に特定事業者の定義があり、ここでは、第2条39号に掲げるもの、すなわち、弁護士及び弁護士法人は除かれるとされている。従って、特定事業者に義務付けられる第4条から第7条までの本人確認、記録保存等の規定は弁護士及び弁護士法人には適用がないということになる。

他方、弁護士の本人確認、記録保存は、第8条第1項で規定されており、弁護士自治に基づいて、日弁連の会則で定めるところによるという規定になっている。そして、会則で定める対象事項は、本人確認及び記録作成保存であり、「疑わしい取引の届出」は対象外となっている。

本題の本規程案であるが、これは、国際機関の一つであるFATFの40の勧告というのがあり、それに基づいて日本政府は本法律案をまとめ、その中で金融機関に加えて弁護士などに対しても本人確認義務、記録保存義務、そして問題となる疑わしい取引の密告義務を課そうとした。これに対し日弁連は、本規程案をもって弁護士等が行うべき依頼者の身元確認と記録保存について明確化するとともに、法律事務の依頼の際の適切な対応、それから法律事務の依頼を受けた後の適切な対応及び法律事務以外で金員などの資産を預かる場合の適切な対応についても規定をしようとするものである。これらの規定は、弁護士等が犯罪収益の移転防止など職務の適正を確保するための対応を定めるものであり、弁護士職務基本規程を具体化する特別規定と位置づけた上で、会規として明確に定めることにしたのである。

しかし、密告義務については、司法制度の根幹を揺るがすものであるから絶対に容認できず、本規程案には入っていない。他方、弁護士が犯罪収益の移転に関与しない、または関与させないために、法律事務依頼の際、それから依頼を受けた後、そして法律事務に関連することなく資産を預かるときに、適切な対応をとるべきだという観点から第4条から第6条までの規定を設けたのである。

目前に迫っていた密告義務法制を阻止するという運動の中で、以上のような定めを日弁連の会規にするということを以前から日弁連の内外において強く訴えてきた。そのことが評価され、弁護士を届出義務の対象外とするという今回の法案となったものである。

次に、簡単に逐条解説をすると、第1条が制度趣旨、「目的」、第2条が「依頼者の身元確認」を定めている。この第2条の「身元確認」については、書き方が非常に難しかったことから、最終的には二つに分けて、一つは資産管理という観点から定めたものである。ただ、他方お金を預かるというのは、我々弁護士が日常茶飯事行っていることであり、あまりにも繁雑になっては日常の業務に差し支えるということから、第1号、第2号、第3号及び第4号と除外事由を設けた。もう一つは、それ以外の場面、不動産の売買であるとか、会社の設立であるとか、いわゆるM&Aの場合などを想定した対応である。

第3条は「記録の保存」に関する条項である。本法律案では7年以上となっているが、F A T Fでは5年以上とされており、日弁連としては、F A T Fの条件を満たせば足りるとの観点から5年ということにした。

なお、ここで「記録」とは取引の履歴がわかるものであり、「具体的には、資産管理行為等については、預り証、通帳類の写し等であり、取引等については、契約書の写し等が考えられる」のであり、法律事務に関するあらゆる記録を保存する必要はないということである。

第4条は「依頼の際の適切な対応」であり、ここでは慎重な検討ということを要求している。漫然と事件を受けるのではなく、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるのかどうかということを慎重にご検討いただくということである。その結果、犯罪収益の移転に関わるということであれば、事件の受任をしないということを経済づけたものである。

第5条は、慎重な検討をして事件は受けたのだが、後日、法律事務を処理している最中にそういう意図が明確になった場合についての定めである。その場合、依頼者を説得し、その違法な目的の実現を回避するよう説得に努めなければならない、依頼者がその説得に応じない場合には辞任しなければならない。

第6条は「法律事務以外で金員等を預かる際の適切な対応」である。法律事務以外で金を預かるというのは、例えば、「このお金をしばらく預かって下さい」とか、「このお金を預かった上で、どここの誰々さんに送っておいて下さい」と依頼される場合である。

なお、例えば弁護士同士の集まりで会費を預かるとか、学会で幹事になって会費等を預かるような場合は、職務外として「適用外」となる。

附則第1項は、本規程案は、本年7月1日から施行するということである。これは、F A T Fのいわゆる相互審査というのが、この秋、9月、10月、11月に予定されており、その際日弁連もヒアリングを受けるのであり、そのときに日弁連としてはこのようにきちっとやっているんだということを言いたいからである。ただし、いきなり4月1日からというのでは準備が間に合わないので、7月1日とした。

附則第2項は、施行時に預かり中の場合も適用があるとすると現場が混乱するので、本年7月1日の施行時以降に始まったものに適用を限定するということである。

本規程案を作ることは、弁護士がマネー・ロンダリングにうっかり関与しない、うっかり関与させられないようにするために自ら律するというものであり、同時にF A T Fの相互審査後において、再度復活する可能性のある弁護士から警察への密告制度に対抗する有効・有益な手段になるという観点から提案させていただくものである。

次に第6号議案について質疑に入った。

まず、吉田瑞彦会員（岩手）から、次の質疑があった。

本法律案第8条第3項の政府と日弁連の相互協力義務の経緯はどのようなものか、この立法に日弁連は関与したのか。同法律案の撤廃のための運動をする意思があるのか。本規程案は、本法律案第8条第1項の義務か、それとも第3項の協力義務に基づくものなのか。本規程案を提案した時点と本法律案ができた現時点とでは事情が違うが、手続きの不備はないのか。

松坂副会長は次のように答弁した。

本法律案制定には日弁連は関与してない。自民党の審議の2日前に目にした。本法律案第8条第3項の意味は、日弁連が条文を作ったのではないから分からない。ただし、執行部では、本法律案第8条第1項については、日弁連は、自治権があるゆえ会則制定を政府から命じられるものではないと理解しており、本規程案は日弁連が自主的に作成することを担保するためのものである。日弁連としては本法律案の撤廃に向けて運動する意思はない。本規程案は、本法律案第8条とは無関係であり、本法律案第8条第1項または第3項を受けて本規程案を制定するわけではない。F A T Fの勧告という世界情勢を見据えて定めることとしたものである。本法律案の閣議決定が本年2月13日にあり、それ以前に本法律案の公表はできなかった。その後、同月15日から全弁護士会の代表が出ている理事会が開催される予定となっていたのでここで本法律案を配布し、それをもとに本規程案を審議したのであり、手続的な不備はない。

さらに吉田瑞彦会員（岩手）から次の質疑があった。

本法律案が出来たのであるから、それに沿って本規程案の提案理由が変わるのではないか。本法律案第8条第3項の意味が説明できないというが、名宛人は日弁連となっているのであり、政府と協議したのではないか。

松坂副会長は次のように答弁した。

本規程案の立法事実に変更はないから提案理由は変える必要はない。本法律案第8条第

3項について、現に政府とは全く協議していない。

次に、馬場泰会員（新潟県）から次の質疑があった。

本規程案でF A T Fの審査はとおるのか。将来的には弁護士に密告義務が課されるのではないか。その見通しはどのように考えているのか。 守秘義務との関係に変更はないのか。何のために本人確認をして記録を保存するのか。本人確認と記録の範囲で守秘義務を緩和したと解されないか。将来裁判所の命令があったとき拒否できるのか。 犯罪収益の定義は何か。犯罪により得られた金員の中から被害弁償することは犯罪収益の移転となるのか。 受任の際の義務は訓示規定か懲戒の対象となるのか。後者とするとどのような場合か。

松坂副会長は次のように答弁した。

本規程案には、届出義務が書いていないから、F A T F勧告どおり履行していないと形の上ではとられる。ただし、履行していないとの評価を受けたからといって直ちに新たに法律案が出てくるわけではない。今年の秋の審査には、日本国の実情を強く訴え、本規程案で大丈夫と全会員一丸となって訴えることが必要だ。

さらに、海渡雄一ゲートキーパー問題対策本部副本部長は次のように答弁した。

本規程案により、弁護士の守秘義務には一切変更はない。仮に令状があっても刑訴法第105条で拒絶できる。 犯罪収益の定義は、組織犯罪処罰法で規定されている。本規程案では定義規定はない。 本規程案は会規である以上、訓示規定ではなく、その違反は懲戒の対象となる。

次に、山本毅会員（富山県）から次の質疑があった。

犯罪収益の定義を法律をもって解釈するというが、本法律案第2条では別途定義されている。本規程案で定義しないという理由にはならない。犯罪収益の範囲が広くとらえられてしまうのではないか。

山下幸夫ゲートキーパー問題対策本部事務局長は次のように答弁した。

本規程案は組織的犯罪処罰法 麻薬特例法による犯罪収益の概念を前提に作成している。

次に、藤田正人会員（東京）から次の質疑があった。

本規程案でいう犯罪収益は、組織的犯罪処罰法第2条第2項の犯罪収益に限定していると理解していいのか。

山下事務局長は次のように答弁した。

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法で規定しているとおりである。

次に、大城浩会員（沖縄）から次の質疑があった。

本法律案の他土業の対象行為は「代理又は代行」となっているが、本規程案第2条第2項は「準備行為」とある。これには法律相談も含まれ、範囲が広くなならないか。他の土業と同じ範囲の制約とすべきではないか。

これに対し、山下事務局長は次のように答弁した。

本規程案は、F A T F 勧告に従って「準備」としたものである。「準備」に法律相談が入るか否かは程度問題であり、その全てが入るわけではない。

これ以上の質疑はなかったので、議長は、質疑を打ち切り、討論に入る旨を宣した。

渡辺英一会員（札幌）から、次の賛成討論があった。

E C 諸国はほとんど F A T F 勧告に従った。日本も政府が完全実施を約束した。このような情勢の中で、マネロンは全て我々とは無関係とすることはできず、通報密告義務をいかに排除するかを最大の目標として運動してきた。そうした運動の成果により通報密告義務を排除できたのである。

山崎吉男会員（福岡県）から次の反対討論があった。

福岡県弁護士会常議員会では賛成が3分の1であった。福岡は潜在的に反対多数だ。弁護士が存在意義は権力監視、権力対峙、権力に屈しないことである。本規程案は、弁護士が日常的に市民を監視することにつながり、弁護士の存在意義に反する。本規程案は、本法律案の内容を先取りするもの。市民からは、弁護士会と政府が談合していると映り、市民の信頼を失うことになる。

吉峯康博会員（東京）から次の賛成討論があった。

旧組織犯罪ワーキンググループ事務局長として本問題に関わってきた。8年前から本件について活動し、情報収集、勉強会を繰り返してきた。ニューヨークの A B A 総会にも参加した。日弁連はウィーンの国連会議でも演説した。これらの日弁連の活動の成果により、密告義務が排除された。今後、弁護士がマネロンに荷担すれば、検察庁はもう一度持ち出してくる。本規程案を制定実施し、徹底することが大切。本成果を世界的な基準とすべく欧米の弁護士会と協力し、撤回を F A T F に迫るべきである。

武内更一会員（東京）から次の反対討論があった。

本法律案の特定事業者の定義に従えば、経済活動のほとんどは網羅される。弁護士は本

法律案から除外されたが、本規程案では弁護士に確認記録保存義務がある。本法律案第8条第3項は、日弁連が組織として政府に協力するという宣言規定であり総則規定である。犯罪が存在するというのは裁判で確定されてから。疑わしいという段階で弁護士に説得義務、受任拒否義務を設けるというのはいかなるものか。届出義務が法律案から削除されたのに、なぜ本規程案で必要なのか。本規程案は、本法律案そのままではないか。本規程案は、会則第11条の特則とするが、違反するものである。

吉田孝夫会員（宮崎県）から次の反対討論があった。

弁護士自治が危機に瀕している。F A T Fへの妥協をすれば、さらに次の要求が来る。法曹人口についても、三者協議で900人を妥協したら今は3000人となっている。

藤本明会員（札幌）から次の討論があった。

札幌弁護士会は、会として賛成となったが1票差であった。自分も賛成ではあるが、問題を提起する。本規程案は成立しても市民から評価はされない可能性もある。本規程案が必要ということがしっかり論証されていないのではないか。本規程案違反は、懲戒事由に該当するとすると検察庁等から懲戒申立てが出るのではないか。また、取り締まりの手がかりを与えるのではないか。少なくとも届出義務は押し返した。ここで運動を後退するといかんとすることで賛成となったが本法律案の内容、運用についてしっかり議論して、正しい方向に持って行って欲しい。

遠藤憲一会員（東京）から次の反対討論があった。

弁護士、弁護士会がテロ対策に協力することに反対である。本規程案は、本法律案第8条第3項の協力義務に応えるものにほかならない。同項の制定に日弁連が関与していないはずはない。関与していないとすれば問題である。日弁連は、現在の治安取り締まり強化という政治の動きに警鐘を鳴らさなければならない。犯罪収益、その移転という用語の範囲が広範で曖昧である。結局その認定は取り締まり当局が行うのであり、弁護士業務の萎縮につながる。テロ対策に弁護士を担わせるということについては本法律案は変わっていない。F A T Fといっても26カ国で構成されているにすぎない。その勧告に従う必要はない。

春名一典会員（兵庫県）から次の賛成討論があった。

弁護士はマネロンに協力するのかという質問。これは市民も同じ目で見ている。本規程案は、マネロンには協力しないという弁護士の基本的立場を明らかにするものである。本規程案の内容も必要な範囲内の処置であり、警察の岡引になるものではない。今後とも守秘義務について市民の理解を求めていかなければならない。弁護士がマネロンに関与することがあってはならない。

羽田野節夫会員（福岡県）から次の賛成討論があった。

福岡県弁護士会の常議員では賛成が3分の1であったと紹介されたが、20人中、賛成7人、反対8人、棄権が5人であり、いずれも過半数に至らなかったので当会としては棄権となったのである。他方、委任状については、1割が反対でその余は賛成であった。

西村正治会員（第二東京）から次の反対討論があった。

組織的犯罪対策三法についてこれまで反対の日弁連会長声明は5回出し、テロ資金規制法についても、反対の意見書を出してきた。日弁連は一貫して組織犯罪対策やテロ対策法案について反対してきている。監視社会に対して警告を発するのがこれまでの日弁連の基本的スタンスである。今回も同じ流れの中。本規程案は、これまでの日弁連のスタンスからの変節である。少なくとも外部からはそう見られる。日弁連は変節してはならない。

古田啓昌会員（第二東京）から次の賛成討論があった。

弁護士は、その使命を果たすため国家権力と対決することもある。犯罪収益に手を貸すことは弁護士の使命に背く。日々多忙のなか、ともすれば犯罪収益に手を貸すことになりかねない。そのような危険をあらかじめ回避するための自主ルールが本規程案である。政府に迎合したとか警察権力に屈服したということではない。弁護士がなすべきこと、なすべからざることを自ら検証して定めるものである。今後報告義務を立法化する場合には断固として阻止しなければならない。本規程案は、弁護士の業務が適正になされていることを広く世に知らしめ、国家権力の介入を防ぐものである。

鈴木達夫会員（第二東京）から次の反対討論があった。

犯罪収益に荷担しないというが、犯罪収益の定義は不明瞭。例えば、労働基準監督署を交えて失業保険の給付額を決めたのに詐欺罪となるという事案があった。これも犯罪収益になるのか。また、夫婦でも組織となるので、労働組合なら組織は明らかな。団交で和解金の支払い合意。これを恐喝罪の適用で弾圧に入るとというのが警察の手口。共謀罪ではマイナスイメージだが、テロ、マネロン対策と言えば、弁護士も協力するという作戦。本規程案は、弁護士を民衆の監視役とするためのもの。

佐藤和利会員（東京）から次の反対討論があった。

本法律案は、犯罪収益の移動の疑いがあれば、何でもできるとするものである。テロ、犯罪とすれば何でもできるという警察国家をもたらす法律案である。なぜ日弁連が本法律案に反対しないのか。住居侵入罪で表現の自由を弾圧する時代、本法律案ができれば警察に簡単に弾圧できる格好の手段を与える。まず本法律案自体に反対しなければならない。本規程案は、本法律案の先取りである。記録保存義務はなぜ必要なのか。将来の弾圧を目

的とするものではないか。本法律案第8条第3項により、保存状況を問われたら、日弁連は会員を突き出すことにもなるのではないか。

中本源太郎会員（東京）から次の反対討論があった。

今回、本法律案に弁護士の届出義務がなくなったので運動を中止するという急告を受けた。政府と取引が出来たからこういうこととなったのではないか。日弁連の姿勢が問われる。本法律案第8条第3項は努力義務でもない。同項に反対する意思はないという執行部はだらしのない日弁連だ。届出義務がなくなればいいのか。確認記録義務があっても市民が安心して弁護士を信頼できるのか。捜査機関からの照会には適切に対応するという議案説明はどういう意味か。依頼者を突き出す、犯罪捜査に協力するというのではないか。これまでは弁護士を密告屋にするのかということであったが、これからは弁護士を監視屋にするのか。

齋藤拓生会員（仙台）から次の賛成討論があった。

密告義務が阻止されたのはこれまでの日弁連の運動の成果である。今後とも阻止するためには本規程案の制定が必要。本規程案は、弁護士が当然に行うことを定めたものに過ぎず、弁護士が権力の手先になるというものではない。ただし、今後も本規程案が利用される危険性には十分に配慮すべき。

これ以上の討論はなかったので、議長は討論を打ち切り採決に入る旨を宣した。

採決の結果、賛成6593（本人出席385，会出席42，委任状6166），反対772（本人出席42，会出席4，委任状726），棄権47（本人出席2，会出席2，委任状43）となり、第6号議案は可決承認された。

最後に平山正剛会長から挨拶があり、本総会は終了した。

（調査室囑託 浅見雄輔・永塚良知・葭原敬）